

京都市男女共同参画センターへの自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、男女共同参画推進の拠点施設として設置している京都市男女共同参画推進センターに自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、応募される方は、必ず詳細の仕様書を確認し、各事項を御承認のうえ、お申し込みください。

1 設置目的

災害発生時に無償で飲料を提供することのほか、施設利用者の利便性の向上と使用料の増収を図ることを目的に、京都市男女共同参画センターに自動販売機を設置します。

2 設置場所

設置番号	場所及び寸法上限	台数	最低使用料 (税込み)
①	寸法：W100cm×D65cm×H190cm 1階屋外	1台	80万円
②	寸法：W100cm×D80cm×H190cm 4階	1台	(2台分合計)

※寸法には、使用電力計測用の子メーター設置寸法及び空容器の回収箱設置場所を含みません。

※応募者は、全ての自動販売機を一括応募することとします。

3 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、お茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行わないこととします。

(2) 販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

4 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

- (1) インドア型（缶、びん、ペットボトル式）1台、屋外型（缶、びん、ペットボトル式）1台としてください。
- (2) 災害救助ベンダーとしてください。
- (3) ユニバーサルデザインのものとしてください。
- (4) 環境に配慮したものとしてください。
- (5) 電気子メーターを設置してください。

5 維持管理

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

6 応募資格要件

仕様書を御確認ください。

7 設置期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）までの1年間とします。

（ 令和6年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に引き続き使用を許可することがあります。 ）

8 応募申込手続等

（1）申込方法

仕様書に定める必要書類を、郵送又は持参により共生社会推進室男女共同参画推進担当まで提出してください。

（2）送付・提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池下る上本能寺前町488番地 市役所分庁舎地下1階
京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当 まで

（3）申込受付期間

令和5年2月27日（月）～令和5年3月13日（月）午後5時

なお、持参の場合は午前9時～正午、午後1時～午後5時（土、日曜日を除く。）に御持参ください。郵送の場合は必着となります。

9 質問及び回答

（1）受付期間

令和5年2月27日（月）～令和5年3月3日（金）午後5時

なお、本件に関する御質問は、期間内に電子メールで送信してください。

（2）メールアドレス

danjo@city.kyoto.lg.jp

（3）回答

質問を収受した日の翌日から起算して2営業日以内に、京都市情報館内の共生社会推進室男女共同参画推進担当ホームページに掲載します。

10 設置事業者の決定

（1）決定方法

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。

（2）決定日

令和5年3月17日（金）頃（予定）

（3）決定後の公表

決定通知書を送付します。なお、決定後、以下のホームページにおいて決定状況を公表します。

【問合せ先】

京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当（担当 神崎 平出）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池下る上本能寺前町488番地 市役所分庁舎地下1階

電話（075）222-3091

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-1-2-0-0.html>